

相談事業の活動実績とご相談内容等について

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）



NDF 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

1. 相談事業の概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定「NDFが資金援助を行った原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う」に基づき、**福島県内外で原子力損害賠償に係る弁護士による法律相談・行政書士による情報提供**を行っている。NDFが発足した平成23年の10月から実施し、令和5年3月までに延べ48,755件の相談・情報提供を実施した。

相談事業の形態について

対面相談（弁護士）

福島県内

巡回相談	復興住宅	復興住宅に入居された方々を対象に、個別相談を実施。
	仮設住宅	県内の仮設住宅集会所を順次訪問し、個別相談を実施。
	その他	避難指示が解除された地域の公共施設や借上住宅居住者で構成されている自治会の集会所等を会場として、説明会・個別相談を実施。
常設会場相談	県内（郡山市、福島市、会津若松市、白河市、いわき市、南相馬市、富岡町、楡葉町、浪江町）の公共施設等を会場として、定期的に個別相談を実施。	
弁護士会への委託相談	福島県弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、福島県内の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

福島県外

県外相談会	避難指示区域からの避難者が多い都県において、個別相談を実施。 （一部会場では賠償請求全般と住居確保損害を主なテーマとした説明会を同時開催）	
NDF本部対面相談	NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に個別相談を実施。	
弁護士会への委託相談	全国の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、全国各地の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

電話（弁護士・行政書士）

電話相談（弁護士）

NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に弁護士による電話やWEB会議システムを利用した個別相談を実施。

電話情報提供（行政書士）

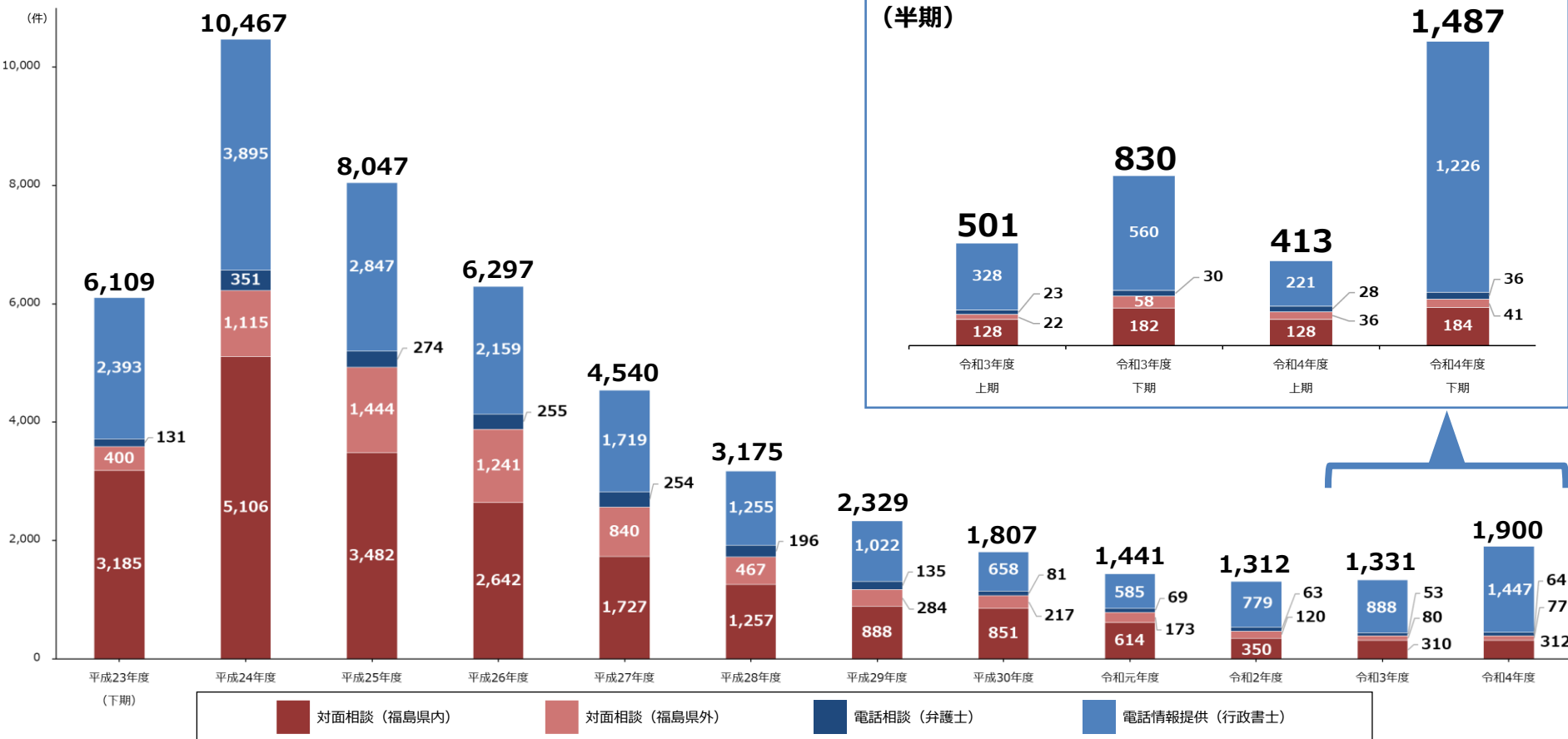
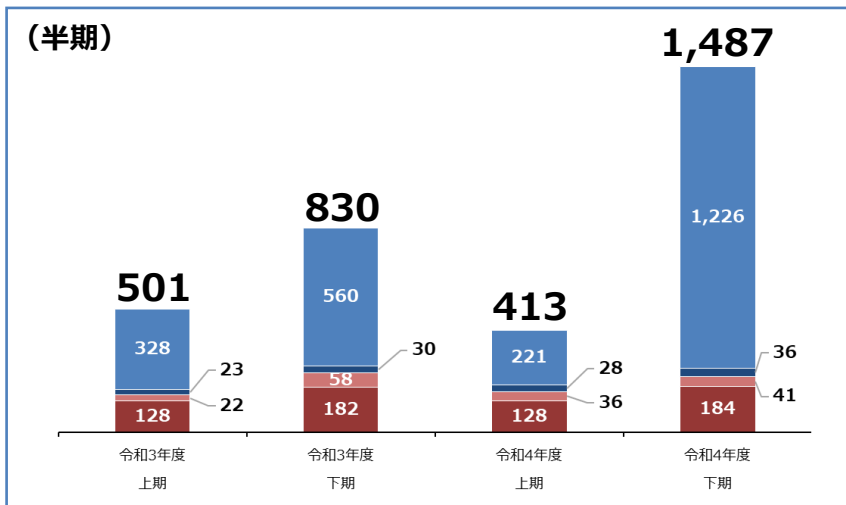
NDF本部（東京）で毎週月曜日～土曜日に行政書士による電話での情報提供を実施。



2-1.相談・情報提供件数の推移

- ▶ 令和4年度の相談・情報提供の件数は、1,900件（前年度比+42.7%、+569件）であった。
 （1,900件の内訳）・対面相談389件（前年度比▲0.3%、▲1件）
 ・電話相談・情報提供1,511件（前年度比+60.6%、+570件）
- ▶ 電話相談・情報提供件数が大きく増加したのは、中間指針第五次追補等を踏まえた東京電力による追加賠償に関する問い合わせ、文部科学省による広報（問い合わせ先がNDF電話相談ダイヤル）の反響で電話情報提供件数が増加したことによる。

相談・情報提供件数の推移（通期）



NDF 2-2.相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

- 対面相談（弁護士）は、福島県内312件（前年度比+0.6%、+2件）、福島県外77件（前年度比▲3.8%、▲3件）であった。
 （福島県内312件の内訳） 巡回相談96件（前年度比▲11件） 常設会場相談183件（前年度比+16件） 弁護士会委託33件（前年度比▲3件）
 （福島県外77件の内訳） 県外相談会54件（前年度比+15件） NDF本部対面相談2件（前年度比▲10件） 弁護士会委託21件（前年度比▲8件）
- 電話（相談・情報提供）では、電話情報提供が1,511件で前年度比+60.6%（+570件）と大きく増加した。
 （電話（相談・情報提供）1,511件の内訳） 電話相談（弁護士）64件（前年度比+11件） 電話情報提供（行政書士）1,447件（前年度比+559件）

相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

(件)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度		平成23年度～ 累計			
	下期											上期	下期	上期	下期				
対面相談（弁護士）	3,585	6,221	4,926	3,883	2,567	1,724	1,172	1,068	787	470	390	150	240	389	164	225	27,182		
内 訳	福島県内	3,185	5,106	3,482	2,642	1,727	1,257	888	851	614	350	128	182	312	128	184	20,724		
	巡回相談	2,394	3,588	2,007	1,330	786	534	402	407	306	134	107	40	67	96	39	57	12,091	
	内 訳	復興住宅	-	-	-	-	3	34	236	328	270	120	85	38	47	80	31	49	1,156
		仮設住宅	2,360	3,327	1,718	1,133	657	449	131	25	0	0	0	0	0	0	0	0	9,800
		その他	34	261	289	197	126	51	35	54	36	22	2	20	16	8	8	1,135	
	常設会場相談	791	1,518	1,475	1,312	941	723	486	395	241	173	167	68	99	183	74	109	8,405	
	弁護士会委託	-	-	-	-	-	-	-	49	67	43	36	20	16	33	15	18	228	
	福島県外	400	1,115	1,444	1,241	840	467	284	217	173	120	80	22	58	77	36	41	6,458	
内 訳	県外相談会	356	390	475	598	365	233	150	103	96	51	39	5	34	54	30	24	2,910	
	NDF本部対面相談	44	52	50	37	44	37	30	24	17	12	4	8	2	0	2	364		
弁護士会委託	-	673	919	606	431	197	104	90	60	54	29	13	16	21	6	15	3,184		
電話（相談・情報提供）	2,524	4,246	3,121	2,414	1,973	1,451	1,157	739	654	842	941	351	590	1,511	249	1,262	21,573		
内 訳	電話相談（弁護士）	131	351	274	255	254	196	135	81	69	63	53	23	30	64	28	36	1,926	
	電話情報提供（行政書士）	2,393	3,895	2,847	2,159	1,719	1,255	1,022	658	585	779	888	328	560	1,447	221	1,226	19,647	
期間合計 対面相談+電話（相談・情報提供）	6,109	10,467	8,047	6,297	4,540	3,175	2,329	1,807	1,441	1,312	1,331	501	830	1,900	413	1,487	48,755		
説明会参加者数（人）	2,646	2,905	2,108	2,556	1,258	580	390	174	109	35	23	2	21	24	6	18	12,808		

2-3.相談・情報提供件数の推移（事故発生時の居住地別）

- ▶ 12市町村では、「南相馬市」、「浪江町」、「富岡町」、「大熊町」の順に件数が多い。
- ▶ 令和4年度下期は、特に「いわき市」、「その他福島県」の件数が大きく増加した。中間指針第五次追補等を踏まえた東京電力による追加賠償に関する問い合わせ（自主的避難等対象区域および福島県県南地域も追加賠償の対象 ※子供・妊婦を除く）で、事故発生時に「いわき市」、「その他福島県」に居住されていた方からの問い合わせが増加したためである。

相談・情報提供件数の推移（事故発生時の居住地別）

(件)	平成23.3.11	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成23年度～			
	時点の人口	下期											上期	下期		累計		
田村市	41,662	137	177	104	65	34	25	15	11	10	11	12	4	8	19	4	15	620
南相馬市	71,561	902	1,810	1,164	921	723	510	380	320	193	149	172	53	119	222	64	158	7,466
川俣町	15,877	138	152	82	55	40	28	25	12	7	4	17	7	10	18	1	17	578
広野町	5,490	83	212	80	49	31	18	8	5	4	19	17	11	6	27	4	23	553
楢葉町	8,011	300	529	340	367	222	160	104	53	44	53	56	16	40	63	19	44	2,291
富岡町	15,960	448	866	710	477	377	276	254	189	200	144	109	46	63	129	52	77	4,179
川内村	3,038	124	118	114	55	46	41	18	9	7	9	15	4	11	6	3	3	562
大熊町	11,505	353	820	503	384	202	146	152	135	147	138	91	35	56	113	59	54	3,184
双葉町	7,140	60	158	315	211	159	111	96	84	98	76	73	23	50	61	26	35	1,502
浪江町	21,434	814	1,657	1,176	801	567	417	366	371	300	221	195	92	103	178	53	125	7,063
葛尾村	1,567	100	134	86	60	40	30	21	18	7	10	12	7	5	8	5	3	526
飯館村	6,509	239	434	187	131	97	74	45	39	35	45	28	12	16	29	5	24	1,383
いわき市		439	475	345	253	193	105	61	45	26	45	90	24	66	271	21	250	2,348
その他福島県		1,189	1,325	1,264	1,127	728	415	198	95	67	139	243	61	182	569	33	536	7,359
福島県外		419	700	486	344	242	119	109	67	51	65	36	25	11	35	11	24	2,673
その他（外国、不明）		358	300	139	34	58	41	31	22	11	28	29	17	12	36	8	28	1,087
期間合計		6,103	9,867	7,095	5,334	3,759	2,516	1,883	1,475	1,207	1,156	1,195	437	758	1,784	368	1,416	43,374

※ 平成23.3.11時点の人口は、「避難指示区域の状況（避難地域12市町村の詳細）」、福島復興ステーション（WEBサイト）より

※ 同一案件での継続的な相談・情報提供等は1件として集計する場合があるため、2-1・2-2の相談・情報提供件数の合計値とは一致しない

※ 「その他福島県」は、被災12市町村およびいわき市以外の福島県内の市町村

令和4年度県外相談会の実績

開催日		開催場所	県外相談 件数	説明会 参加者数
令和4年度 上期	5月15日(日)	東京都墨田区(すみだ産業会館)	5件	
	5月29日(日)	宮城県仙台市(中小企業活性化センター) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	3件	5人
	6月11日(土)	茨城県日立市(日立シビックセンター)	5件	
	7月2日(土)	東京都新宿区(新宿NSビル) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	2件	1人
	7月24日(日)	埼玉県加須市(キャッスルきさい)	5件	
	8月28日(日)	新潟県柏崎市(柏崎市文化会館)	5件	
	9月11日(日)	東京都足立区(シアター1010)	5件	
令和4年度 下期	10月1日(土)	茨城県水戸市(茨城県総合福祉会館) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	1件	1人
	10月29日(土)	宮城県仙台市(中小企業活性化センター) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	1件	4人
	11月12日(土)	東京都渋谷区(TKPガーデンシティ渋谷)	5件	
	11月20日(土)	山形県山形市(山形市総合福祉センター)	1件	
	11月26日(土)	埼玉県川越市(ウエスタ川越)	4件	
	12月10日(土)	茨城県つくば市(つくば市役所) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	1件	3人
	1月21日(土)	東京都千代田区(東京国際フォーラム) ※賠償請求全般+住居確保損害に関する説明会同時開催	6件	4人
	1月28日(土)	千葉県柏市(アミュゼ柏)	1件	
	3月18日(土)	東京都豊島区(アットビジネスセンター)	4件	
合計			54件	18人

※説明会参加者数の欄が斜線となっている会場は、説明会未開催(相談会のみ開催)

過去の県外相談会の実績

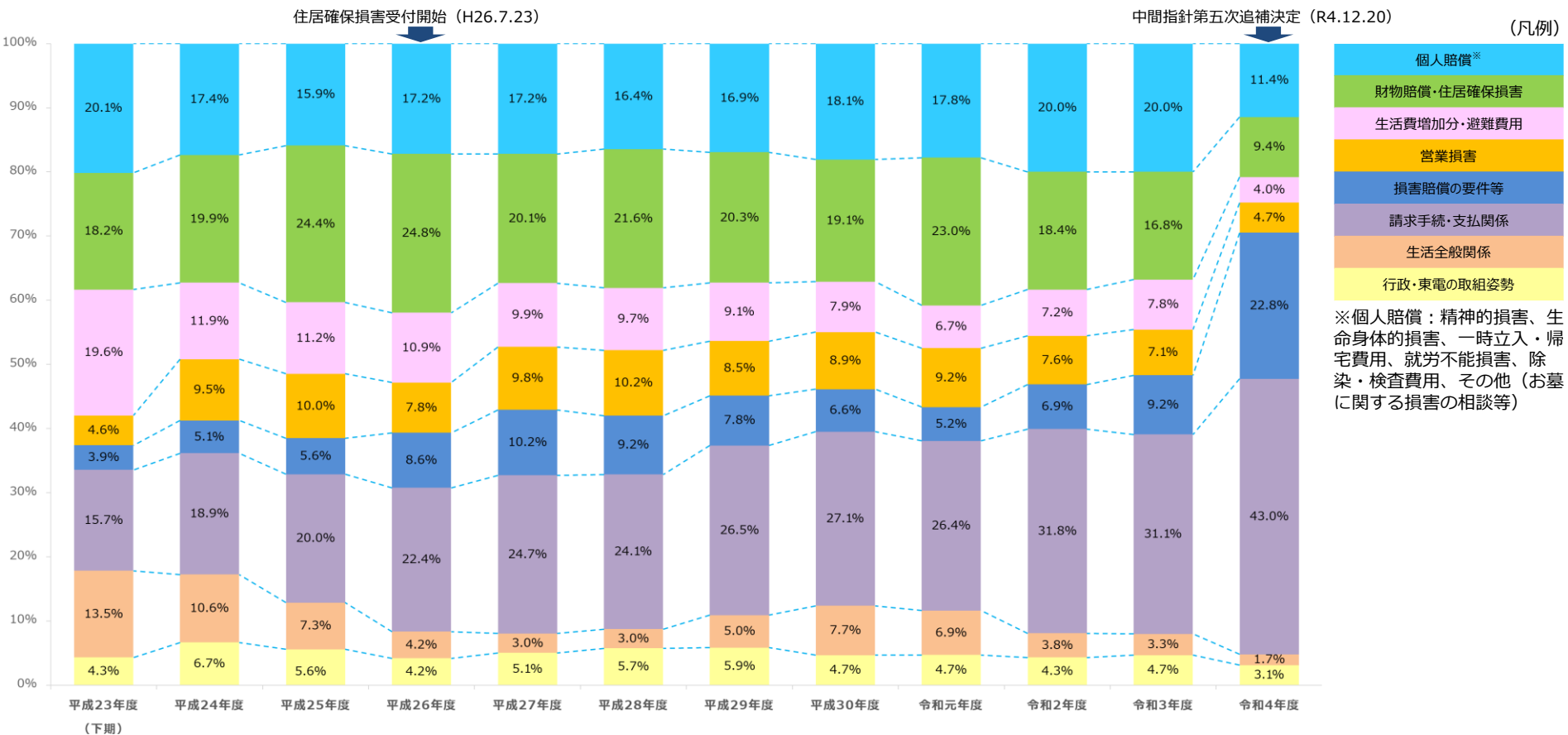
開催年度	開催回数	県外相談 件数	説明会 参加者数
平成25年度	10回	98件	227人
平成26年度	32回	466件	1226人
平成27年度	20回	290件	701人
平成28年度	21回	197件	389人
平成29年度	16回	119件	229人
平成30年度	17回	103件	155人
令和元年度	19回	96件	100人
令和2年度	14回	51件	35人
令和3年度	12回	39件	23人
令和4年度	16回	54件	18人

※新潟県と山形県で定期的に開催していた相談会の実績は上記表に含まず(新潟県では平成24年度まで、山形県では平成29年度まで開催)

4.相談・情報提供内容の割合の推移

- ▶ 令和4年度の相談・情報提供の内容の割合は、これまでの傾向から大きく変わった。中間指針第五次追補等を踏まえた東京電力による追加賠償の要件（「自分是对象になるのか」など）や請求方法（「いつから請求できるのか」など）に関する相談・情報提供が増加したことから、「請求手続・支払関係」、「損害賠償の要件等」の割合が高くなった。
- ▶ なお、中間指針第五次追補およびそれを踏まえた追加賠償に関する相談・情報提供件数は896件であった（全体1,900件の約半数）。

相談・情報提供の内容の割合の推移

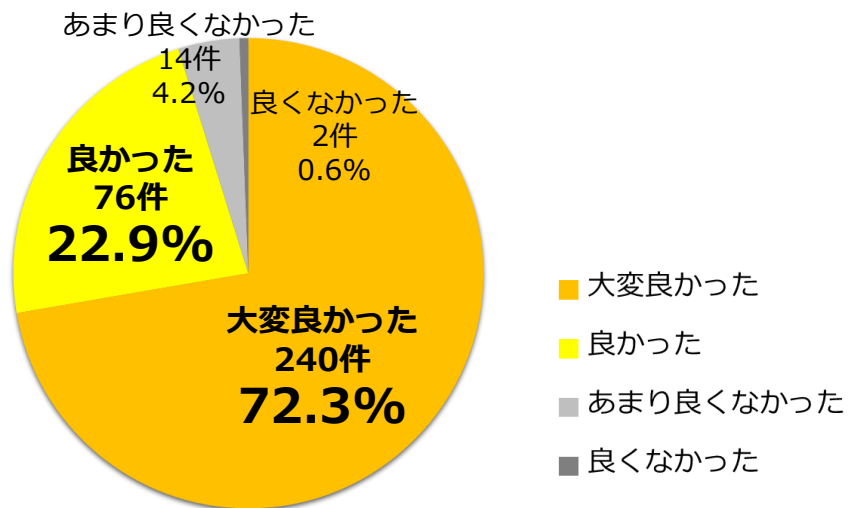


※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合はそれぞれを相談内容の数に計上

※グラフは相談内容の総数に対する各相談内容の数の割合（相談内容の総数 平成23年度下期：10,064 平成24年度：19,180 平成25年度：15,878 平成26年度：13,318 平成27年度：9,931 平成28年度：5,845 平成29年度：4,362 平成30年度：3,616 令和元年度：2,743 令和2年度：2,554、令和3年度：2,558、令和4年度：3,550）

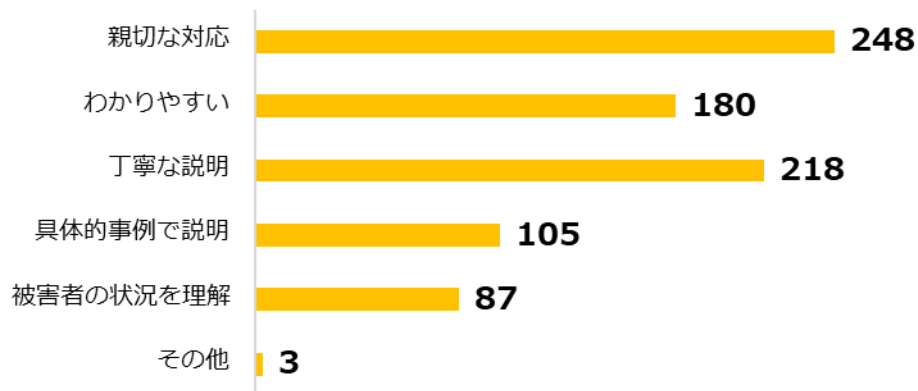
5.相談者アンケートによる相談会の評価

Q1.個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか？ n=332 (巡回相談、常設会場、県外相談会で実施したアンケート結果の集計)

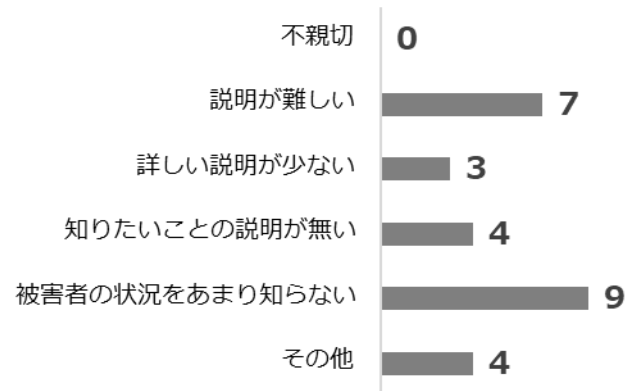


Q2.どのような点でそう感じられましたか？ (複数回答可)

「大変良かった」「良かった」と思う点



「あまり良くなかった」「良くなかった」と思う点



相談会の開催日程等をお知らせするための広報（チラシ）

下記のチラシを12市町村の広報誌に同封して毎月約4万部を送付する他、NDFのホームページ等で被害者の方へ相談会の開催日程等をお知らせ。

<表面> ※2種類

<中面>

**2023年4月号
4月・5月
開催分
相談会情報**

原発事故による 損害賠償で お困りの方は、 ご相談ください。

無料弁護士相談

無料で、原則として、1回1時間。年間で6回までご利用いただけます。
 ● 請求していない賠償があるが、手続きの方法がわからない。
 ● ADRへの申立てについて教えてほしい。
 ● 請求遅れがないか相談したい。

対面相談をご希望の場合
 予約ダイヤル ☎ **0120-330-540**
 9:30~17:00 土曜・日曜・祝日 12/29~1/3を除く

電話相談をご希望の場合
 電話相談ダイヤル ☎ **0120-013-814**
 10:00~13:00、14:00~17:00 土曜・日曜・祝日 12/29~1/3を除く

【新型コロナウイルス感染症拡大防止のための注意事項】
 ● 相談会場が変更される場合は、チラシの裏面に記載いたします。
 ● 相談会場が変更される場合は、チラシの裏面に記載いたします。

【中間指針第五次追加補等を踏まえた追加追加について】
 中間指針第五次追加補等を踏まえた追加追加に関する最新の情報は、東京電力のWebサイト（EFDQRコード）で確認。又は、東京電力の相談ダイヤルからお問い合わせください。

東京電力 ☎ **0120-926-470**
 9:00~19:00（休・急・夜間） 9:00~17:00（土・日・祝）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

2023年3月号 3月・4月開催分 相談会情報

「相談したいけど、どうやっていいかわからない」「ADRってなに？」「弁護士ってなに？」「無料で相談できるの？」

無料で、原則として、1回1時間。年間で6回までご利用いただけます。
 ● 請求していない賠償があるが、手続きの方法がわからない。
 ● ADRへの申立てについて教えてほしい。
 ● 請求遅れがないか相談したい。

対面相談をご希望の場合
 予約ダイヤル ☎ **0120-330-540**
 9:30~17:00 土曜・日曜・祝日 12/29~1/3を除く

電話相談をご希望の場合
 電話相談ダイヤル ☎ **0120-013-814**
 10:00~13:00、14:00~17:00 土曜・日曜・祝日 12/29~1/3を除く

【新型コロナウイルス感染症拡大防止のための注意事項】
 ● 相談会場が変更される場合は、チラシの裏面に記載いたします。
 ● 相談会場が変更される場合は、チラシの裏面に記載いたします。

【中間指針第五次追加補等を踏まえた追加追加について】
 中間指針第五次追加補等を踏まえた追加追加に関する最新の情報は、東京電力のWebサイト（EFDQRコード）で確認。又は、東京電力の相談ダイヤルからお問い合わせください。

東京電力 ☎ **0120-926-470**
 9:00~19:00（休・急・夜間） 9:00~17:00（土・日・祝）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

無料弁護士相談会 開催予定スケジュール

2023年4月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

● 福島県内 弁護士対面相談

開催都市	会場	開催日程
1 県内主要都市での相談会	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 福島事務所 郡山市駅前1-15-6 明治女学生生命郡山ビル1階	4月 7(金)、14(金)、22(土)
		5月 12(金)、19(金)、27(土)
郡山市	同上	同上
福島市	コラッセふくしま 福島市三河町南1-20	4月 8(土)、19(水) 5月 13(土)、24(水)
会津若松市	会津若松市生涯学習総合センター(會津稽古堂) 会津若松市栄町 3-50	5月 17(水)
白河市	白河市産業プラザ 人材育成センター 白河市中田 140	4月 21(金)
いわき市	いわき産業創造館 いわき市平字田町120 LATOV(ラトフ)6階	4月 7(金)、14(金)、23(日)
		5月 12(金)、19(金)、28(日)
		4月 15(土) 5月 20(土)
富岡町	富岡町文化交流センター 学びの森 富岡町大字本町字塚 622-1	4月 8(土)
楳葉町	みんなの交流館 ならはCANvas 楳葉町大字北字中溝 260	5月 13(土)
浪江町	道の駅のみえ 浪江町大字廣世橋字知南寺 60	5月 19(金)
南相馬市	原町生涯学習センター(サンライフ南相馬) 南相馬市原町区小川南 322-1	4月 9(日)、23(日)
		5月 14(日)、28(日)
	ヨークベニマル原町西店 南相馬市原町区南町 4-7-1	4月 15(土)

※各相談会の開催時間・駐車場の有無については、ご予約の際にご確認ください。
 ※相談会の開催日程・会場は変更になる場合があります。なお、開催日の3日前までに相談予約のない場合は、相談会中止とさせていただきます。

2 福島県内の弁護士事務所等での対面相談（機構による福島県弁護士会への委託）
 上記の相談会場・日程以外でも、お近くの弁護士事務所等無料で相談を受けることができます。
 また、ご自宅、入院先等で相談ができる場合があります（条件あり。お問い合わせください）。

【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症の影響により、当機構で実施している賠償に関する説明会・相談会が、変更・中止となる可能性がございます。変更の有無につきましては、予約ダイヤルまでお問い合わせください。

2023年5月

日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

● 福島県外 弁護士対面相談

3 県外で開催する説明会・相談会

東京
 場所 東京都墨田区(錦糸町)：すみだ産業会館
 東京都墨田区江東橋 3-9-10 丸井9階
 日時 6月3日(土) 相談会 10:00~12:00、13:00~16:00

※今後の開催予定 ※変更・中止の場合もございます。
 6月 茨城(水戸)、7月 東京(新宿)・宮城(仙台)・埼玉(加須)

4 東京(機構本部)での対面相談

東
 祝日を除く毎週火・木曜 10:00~13:00
 場所 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

ご希望の場合は、電話相談ダイヤル **0120-013-814**まで
 10:00~13:00、14:00~17:00、土曜・日曜・祝日 12/29~1/3を除く

5 全国の弁護士事務所等での対面相談（機構による全国の弁護士会への委託）
 上記の相談会場・日程以外でも、お近くの弁護士事務所等無料で相談を受けることができます。また、ご自宅、入院先等で相談ができる場合があります（条件あり。お問い合わせください）。
 ご希望の場合は、チラシ裏面の各弁護士会まで

123の対面相談 予約ダイヤル(事前予約制)


0120-330-540
 (通話料無料) 9:30~17:00 土日も受付(祝休日、12/29~1/3を除く)

早期の賠償請求手続きを促すための主な広報 ※問い合わせ先はNDF電話相談ダイヤル

・テレビCM (令和5年2月13日～3月11日。福島テレビ、福島中央テレビ、テレビユー福島、KFB福島放送)

・新聞折込チラシ (令和5年3月21日。福島民報、民友)

東電福島原発事故の
損害賠償請求について、
一緒に確認しませんか？



東電福島原発事故の
損害賠償請求について、
一緒に確認しませんか？

今までのような賠償をもらったか分からない。

☎0120-013-814

☎0120-013-814

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)の電話相談ダイヤル
(受付時間)10:00～17:00 月～土(祝祭日を除く)

原子力損害 賠償請求

※文部科学省ホームページが令和4年11月にリニューアルし、よりわかりやすくなりました。

令和4年12月に、東電福島原発事故の賠償に関する中間指針が見直されました。

最新の情報は文部科学省、東京電力のホームページをご覧ください。

東電福島原発事故の
損害賠償請求について、
一緒に確認しませんか？



「相談してよかった」という声を増やしたい。

「今後どうすれば良いのかまで説明してもらい自分達が何をすれば良いのか分かりやすかった。」

「具体的な賠償事例を交えながら説明してもらって、参考になりました。」

☎0120-013-814

まずは
お電話で
ご相談ください。

今までのような賠償をもらったかわからない

賠償が全部済んでいるかわからない

賠償全般についての相談

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)
文部科学省土佐堂が運営する法人です。東京電力とは異なる第三者の立場で、弁護士による法律相談、専門家による情報提供等を無料で福島県内外で実施。損害賠償が円滑に進むよう丁寧に支援します。

(受付時間)10:00～18:00 月～土
14:00～17:00 (祝祭日を除く) ☎0120-013-814

賠償額・内容に納得できない場合

原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター
中立・公平な立場の弁護士が関わり、被害者の方と東京電力の和解に向けて仲介を行う。文部科学省の機関です。東京電力から賠償を受けたことがある場合、また東京電力へ直接請求をしたことがない場合からも無料でご利用いただけます。

(受付時間)10:00～17:00 月～金(土曜日も受付) ☎0120-377-155

文部科学省からのお知らせ

令和4年12月に、東電福島原発事故の賠償に関する中間指針が見直されました。最新の情報は、文部科学省、東京電力のホームページをご覧ください。



・広報動画 (文部科学省ホームページやYoutubeで公開)

・新聞記事広告 (令和5年3月6日。福島民友)

NDF

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
☎0120-013-814

NDF相談担当弁護士

NDFは賠償の悩みや疑問について
どのようなことを相談できるのでしょうか？

広告

NDFとADRセンターを知ろう

東電福島原発事故の賠償請求を
考える

中間指針
第五次追加について

「東京電力福島原子力発電所事故による賠償関係の相談をどこに行ったらいいかわからない」「原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下NDF)」と原子力損害賠償紛争解決センター(以下ADRセンター)をどう活用すればいいか、賠償請求についての相談をお受けする。この二つの機関の活用も検討してみたいかどうかわからない。NDFとADRセンターがどのような役割なのか、それぞれの役割を、(本業とは)NDFの加盟弁護士さん、ADRセンターの石原弘志さん、文部科学省の久保田健三さんにお話を伺いました。

① 過剰賠償状況による精神的被害
② 生活基盤の喪失・喪失による精神的被害
③ 相当量の賠償地域に一定額が不足したことによる健康不安に基づく精神的被害
④ 自主的賠償等に際する被害

「東京電力福島原子力発電所事故による賠償関係の相談をどこに行ったらいいかわからない」「原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下NDF)」と原子力損害賠償紛争解決センター(以下ADRセンター)をどう活用すればいいか、賠償請求についての相談をお受けする。この二つの機関の活用も検討してみたいかどうかわからない。NDFとADRセンターがどのような役割なのか、それぞれの役割を、(本業とは)NDFの加盟弁護士さん、ADRセンターの石原弘志さん、文部科学省の久保田健三さんにお話を伺いました。